

入院基本料に関する事項

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等)

当院では1日に16人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。また、1日に4人以上の看護補助者が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

8:30～16:30

看護職員1人当たりの受け持ち数は3人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内です。

16:30～8:30

看護職員1人当たりの受け持ち数は12人以内です。
看護補助者1人当たりの受け持ち数は38人以内です。

(令和7年4月1日)